

他試験の試験時間延長の実施状況

試験名	延長基準	延長時間
センター試験	(視覚障害) 点字による教育を受けている者	1.5 倍
	① 良い方の眼の矯正視力が 0.15 以下の者 ② 両眼による視野について視能率による損失率が 90%以上の者	1.3 倍
	(肢体不自由) ① 体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 ② 両上肢の機能障害が著しい者	1.3 倍
	体幹又は両上肢の機能障害が著しい者で、チェック解答が不可能な者	1.3 倍 (科目によっては 1.5 倍)
国家公務員試験	重度の視覚障害者 (点字試験)	1.5 倍
医師国家試験	視覚機能の障害を持つ受験生に対し、個々の障害の状況により決定する。	最大で 1.5 倍
歯科医師国家試験		
社会福祉士 精神保健福祉士 介護福祉士	点字等受験者	1.5 倍
	弱視等受験者	1.3 倍

※上記は、試験時間延長の実施状況についてまとめたものであり、実際には、時間延長の他に、点字による解答、別室受験等といった配慮も行われている。